

平成30年度第1回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：平成30年4月10日
 担当部・課：福祉部生活再建支援課〔内線3952〕

① 件名	東日本大震災に係る災害援護資金の申請期限の延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 災害援護資金の申請期限については、平成30年3月31日までとされていたが、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」の一部が改正されたことにより、1年間延長された。</p> <p>【目的】 災害援護資金の申請期限を延長することで、被災者の生活再建に資するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年5月2日政令第131号） 災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年4月1日条例第136号） 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年4月1日規則第78号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成30年3月30日 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令が公布（平成30年4月1日施行） 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正（平成30年4月1日施行）</p>
⑤ 主な内容	<p>【申請期限の延長】 災害援護資金の申請期限を「平成30年3月31日」から「平成31年3月31日」までとし、1年間延長するもの。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】 被災者の生活再建に資するもの。</p> <p>【財源措置】 予算額93,000千円（貸付見込件数50件、貸付平均額1,860千円） 貸付原資負担 国2/3 宮城県1/3 ※平成30年度当初補正予算計上済</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	東日本大震災により被災した市町村は同様の取扱いとなる。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	平成30年4月～ ホームページ、市報により周知予定
⑨ その他	<p>【災害援護資金概要】</p> <p>(1) 限度額 350万円（り災の程度に応じて貸付限度額に定めがある。） (2) 実績 平成29年度は22件、41,600千円を貸付 (3) 残高 2,703件、約54億円</p>